

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑、あすならホーム郡山
 奈良市：あすならホーム（富雄・西の京・今小路）、あすならハイツ（あやめ池・恋の窪）
 生駒市：あすならホーム菜畑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

【介護保険基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

①訪問看護サービスを行わない場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	5,446単位	56,747円	5,675円	11,350円	17,025円
要介護2	9,720単位	101,282円	10,129円	20,257円	30,385円
要介護3	16,140単位	168,178円	16,818円	33,636円	50,454円
要介護4	20,417単位	212,745円	21,275円	42,549円	63,824円
要介護5	24,692単位	257,290円	25,729円	51,458円	77,187円

②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	7,946単位	82,797円	8,280円	16,560円	24,840円
要介護2	12,413単位	129,343円	12,935円	25,869円	38,803円
要介護3	18,948単位	197,438円	19,744円	39,488円	59,232円
要介護4	23,358単位	243,390円	24,339円	48,678円	73,017円
要介護5	28,298単位	294,865円	29,487円	58,973円	88,460円

③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	7,787単位	81,140円	8,114円	16,228円	24,342円
要介護2	12,165単位	126,759円	12,676円	25,352円	38,028円
要介護3	18,569単位	193,488円	19,349円	38,698円	58,047円
要介護4	22,891単位	238,524円	23,853円	47,705円	71,558円
要介護5	27,732単位	288,967円	28,897円	57,794円	86,691円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。
 ※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。
 ※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,282円	329円	657円	985円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算/死亡月	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初期加算/1日につき	30単位	312円	32円	63円	94円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	1,200単位	12,504円	1,251円	2,501円	3,752円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	800単位	8,336円	834円	1,668円	2,501円
口腔連携強化加算/月1回限度	801単位	8,346円	835円	1,670円	2,504円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1月につき	90単位	937円	94円	188円	282円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1月につき	120単位	1,250円	125円	250円	375円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	750単位	7,815円	782円	1,563円	2,345円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	640単位	6,668円	667円	1,334円	2,001円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
 との加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

(デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します)

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	948円	95円	190円	285円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,469円	147円	294円	441円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,250円	225円	450円	675円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,771円	278円	555円	832円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,355円	336円	671円	1,007円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	646円	65円	130円	194円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,156円	116円	232円	347円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,917円	192円	384円	576円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,427円	243円	486円	729円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,928円	293円	586円	879円

【その他の減加算】

業務継続計画未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

2024年6月より

介護職員処遇等改善加算（Ⅰ）	所定単位数に24.5%を乗じた単位数
介護職員処遇等改善加算（Ⅱ）	所定単位数に22.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を

乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。